

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	株式会社アイネス 営業本部 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	税・国保関連システムデータ抽出業務委託（令和8年度分）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	11,414,700円
工事等の概要	令和8年度に係る税・国保関連システムデータ抽出業務の委託
随意契約の理由	令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」により地方自治体は、対象20業務(※)のシステムについて、各省庁が示す標準仕様に沿った標準準拠システムへ移行し、デジタル庁が整備するガバメントクラウドで運用することとされている。 当案件は、標準準拠版税・国保関連システムの導入予定事業者として日本電気株式会社が行う、現行システムのデータを標準準拠システムへ適合させるための、移行データの項目や設計等分析作業にて必要となる、現行の税・国保関連システムよりデータ抽出を行うものである。 事業者の選定にあたっては、以下1～3の状況を考慮する必要がある。 1. 日本電気株式会社の示す分析作業のスケジュールに対し、遅滞なくデータの提供及び問合せ対応が可能であること。

- | | |
|--|--|
| | <p>2. 抽出したデータに不備がある場合、訂正のうえ、再度データ抽出及び提供が可能であること。</p> <p>3. 法改正等により移行データに変更が発生する場合、関連する資料の差し替えが可能であること。</p> |
|--|--|

株式会社アイネスは、現行の税・国保関連システム導入事業者として、当該システムのデータ構造を熟知していることから、上記 1～3 の状況において、最も安全かつ確実なスケジュールで作業が可能な事業者である。他事業者に委託した場合、現行の税・国保関連システムのデータ構造の把握等から始める必要があり、実作業までの時間と経費負担が増加することが思料される。

従って、当案件については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、株式会社アイネスを相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものである。